

育英館大学 学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条に基づき、育英館大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は次のとおりとする。

(1) 学士（情報メディア学）

2 この規程により学位を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 学位記は、卒業証書を兼ねる。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。